

未然防止

未然防止のために

- いじめ防止学校基本方針の共有・実行・見直し（毎年）
- 子どもの理解と学級経営の充実
- 互いに認め合い、支え合い、励まし合う仲間作り
- 復興教育・道徳教育・体験活動・特別活動の充実
- 保護者や地域への働きかけ(道徳授業参観日等)
- いじめ防止対策推進委員会
(定例 4月、6月、8月、11月、2月)
- いじめ対策の学校評価

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめを生まない集団づくりのために

- ～いじめ防止に関わる様々な取組～
- 児童会主体でのよさや頑張りを認め合う活動
 - たてわり班活動(掃除、(昼食会)、交流会)での交流
 - 体験活動の充実（市谷交流、交通安全運動、大名行列、あったか弁当）
 - 復興教育、道徳教育の充実
 - 特別活動の充実

いじめを生まない集団（学級）づくりに必要なこと

- 一人一人に自己存在感を与える（居場所づくり）
 - ・自分が価値ある存在であることを実感→自己肯定感
 - ・自尊感情を高める→よさを「見つけ」「認め」「ほめる」
 - ・学級が安心できる居場所になること
 - ・学ぶ楽しさ、達成感、充実感を味わわせること
- 共感的な人間関係を育成すること
 - ・認め合い、学び合い、話し合いによる合意（折り合い）→自己有用感、所属感、連帯感をもたせる
 - ・「違う」ことを『多様性』として認め合う

必携資料

- 岩手県いじめ防止等のための基本的な方針(H26)
- 一関市いじめ防止基本方針
- いじめ防止対策推進法（H25法律）
- いじめ対応マニュアル(兵庫県教育委員会)
- いわて「いじめ問題」防止・対応マニュアル

早期発見

早期発見のために

担任

被害者からの相談
周囲の子どもからの情報提供
日常観察 日常的相談活動
学級懇談会(4月、6月、2月)
家庭訪問(4月) 期末面談(12月)

教職員

日記等からの情報
定期的アンケート調査（4月、8月、1月）
定期的教育相談（4月、8月、1月）
教職員同士の情報、保健日誌
保護者からの相談、申し立て

学校外

外部からの情報提供、通報

発見の網（二重、三重に）
学校の感度を上げておく

いじめの情報

いじめの態様

- ①冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤金品をたかられる。
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧パソコンや携帯電話（スマートフォンを含む）で誹謗中傷やいやなことをする。
- ⑨その他

※文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

早期発見の観点例

- 1 沈んだ表情や態度が目立つ
- 2 遅刻、早退、欠席が目立つ
- 3 一人でいることが多くなる
- 4 日記や作品等に気持ちを表す
- 5 ひどいあだ名で呼ばれる 等

早期対応

生徒指導主事または副校長→副校長→校長
「学校いじめ防止対策推進委員会」の開催

- ・情報の整理
- ・「いじめ」かどうかの判断
- ・対応方針の確認
- ・役割分担



1 いじめの事実確認（迅速に 正確に）

- (1) 被害者からの聴き取り(面談シート使用)
- (2) 周囲の子ども等からの聴き取り
 - ・状況把握で事実を固める
- (3) 加害者からの聴き取り・事実確認
 - ・事実をもって丁寧に行う
 - ・自白の強要にならぬように

緊急会議

- ・全容の確認
- ・対応方針の確認
- ・市教委への報告
- ・まずはいじめの事実を一報(電話口頭→副校長)
- ・A4版1枚で報告書提出(→生徒指導主事)
- ・市教委へいじめ報告書の提出

被害者の安全確保

2 いじめへの指導

- (1) 加害者への指導
 - 形式的謝罪のみにならぬよう
 - 社会性の向上、人格の成長に主眼
- (2) 集団への指導
 - いじめは許されない行為
 - 止めさせる、知らせる勇氣
 - 尊重し合う集団
- (3) 加害者保護者への対応
 - 事実説明、協力要請、助言
- (4) 被害者、保護者への対応
 - 事実説明、支援の決意・方針表明
- (5) その他
 - 懲戒の検討
 - 観察、手段の確認 等

被害者の安全確保

3 重大事態の場合

- (1) 教育委員会
 - ・調査 ----> 学校主体
 - > 教育委員会主体-----> (調査委員会設置)
 - ・被害児童生徒、保護者へ確認した事実を説明
 - 今後の対応表明、実行
 - ・市長への報告
 - (附属調査機関設置) ----> (議会への報告)
 - (総合教育会議開催)
- (2) 犯罪の場合 警察(花泉交番)への通報

組織としての対応